# 業務委託契約書

: (以下、「甲」という)とVirgin group株式会社: (以下、「乙」という)は、車山神社の創建並びに御朱印の販売(以下、「当該サービス」という)に関し、次のとおり契約を締結する。

## 第1条(目的)

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

なお、委託業務遂行の細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議 の上取り決めるものとする。

## 第2条(業務の内容)

- 1. 甲は、次に定める業務(以下「委託業務」という)の全部または一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。
  - (1) 当該サービスの企画・運営・商品開発ならびにそれに付随する一切の業務
  - (2) その他甲乙協議の上決定された業務
- 2. 前項に掲げる委託業務については、スケジュール、内容、実施方法等の詳細については、甲乙協議の上決定する。
- 3. 甲または乙は必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議の上、委託業務の内容、実施方法、業務委託料などを改めて決定するものとする。

## 第3条(注意義務)

乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる 管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

## 第4条 (再委託)

乙は自社の責任において、委託業務の全部または一部について、第三者に再委託できるものとする。

### 第5条(業務委託料および支払方法)

- 1. 乙は甲に対して、定額の業務委託費用などは基本的には請求せずに当該サービスの構築や運営サポートを無償で実施する。その対価として甲は当該サービスにより生じた売り上げの30%を乙に対して支払う。
- 2. 諸経費の増減や経済状況の変動により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議の上これを改定できるものとする。
- 3. 第1項の業務委託料は、毎月末締め切り翌月末支払とし、甲は、乙が別途指定する口座に業務委託料を振込か現金手渡しで支払うものとする。

## 第6条(秘密保持)

甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

## 第7条(事故処理)

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

### 第8条 (瑕疵および損害賠償)

- 1. 乙は、当該成果物に乙の責に帰すべき事由による隠れた瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上決定した期日までに無償でこれを修正するものとする。
- 2. 前項以外の場合であっても本契約の履行に関し、甲または乙が重大な損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において損害賠償を相手方に請求できるものとする。
- 3. 本条に基づく損害賠償の額は、本契約に基づく業務委託料の金額を超えない範囲 で、甲乙協議の上決定するものとする。

### 第9条(不可抗力)

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

#### 第10条 (解約)

- 1. 甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 2. 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

## 第11条(契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

## 第12条(協議事項)

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立した証として、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和2年04月01日

甲: 住所:

社名:

代表者名: 印

乙: 住所:東京都渋谷区神宮前2-5-6-402

社名: virgin group株式会社

代表者名:宮澤 伸幸 印